別紙1

測定局配置図（現状）

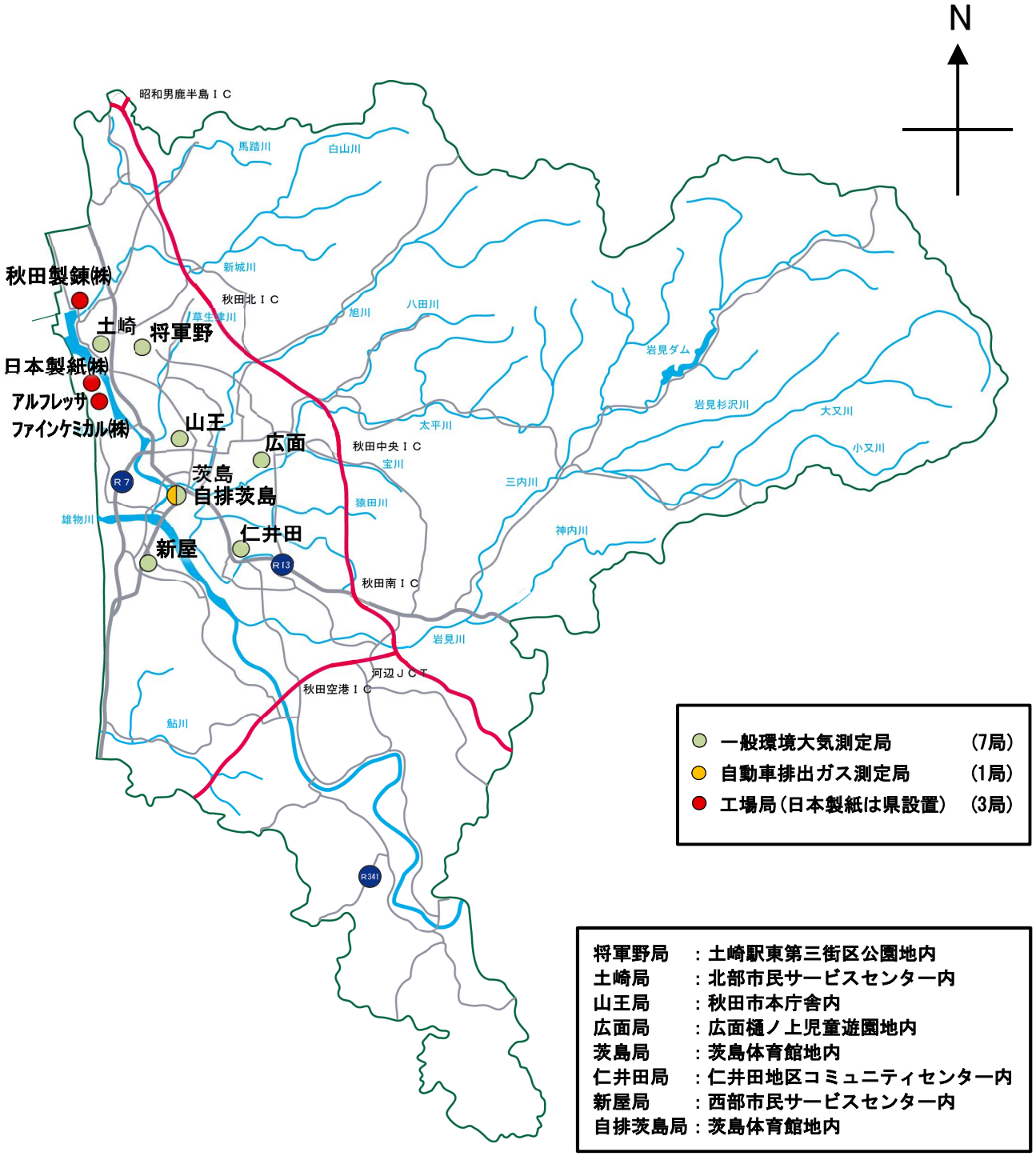

将軍野局	：土崎駅東第三街区公園地内
土崎局	：北部市民サービスセンター内
山王局	：秋田市本庁舎内
広面局	：広面樋ノ上児童遊園地内
茨島局	：茨島体育館地内
仁井田局	：仁井田地区コミュニティセンター内
新屋局	：西部市民サービスセンター内
自排茨島局	：茨島体育館地内

別紙２

測定項目について

・二酸化硫黄（SO2）
火山活動など自然界に由来するものと、化石燃料（石炭、石油等）の燃焼など人間活動に由来するものがあり、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になるといわれている。

・一酸化炭素（CO）
炭素含有物が不完全燃焼する際に発生し、そのほとんどが自動車の排出ガスによるといわれている。血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害するなど人体に有害な影響を及ぼすほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られている。

・浮遊粒子状物質（SPM）
大気中で浮遊している“ごみ”や“ほこり”は、大気中の動態により自重・降雨等によって降下する「降下ばいじん」と、大気中に浮遊している「浮遊粉じん（DUST）、浮遊粒子状物質（SPM）」の２つに分けられる。浮遊粒子状物質は、粒径10μｍ（1mmの1,000分の10）以下の粒子のことをいい、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす。

・二酸化窒素（NO2）
大気中の窒素酸化物（NOx）のほとんどは、物の燃焼に伴い発生する一酸化窒素（NO）と、大気中でさらに酸化されて生成する二酸化窒素（NO_2）である。発生源としては、移動発生源である自動車排出ガス、固定発生源であるボイラー等の燃焼施設などがある。窒素酸化物のうち、二酸化窒素は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨および光化学オキシダントの原因物質になるといわれている。

・光化学オキシダント（Ox）
いわゆる光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観測されている。大気中の窒素酸化物（NOx）および非メタン炭化水素（NMHC）は、紫外線により光化学反応を起こし、オゾン（O_3）、パーオキシアセチルナイトレート（PAN）およびその他の酸化性物質を生成する。

・非メタン炭化水素（NMHC）
窒素酸化物と同様に光化学スモッグ発生の要因物質の一つであり、発生源としては、移動発生源である自動車排出ガス、固定発生源であるガソリンスタンド等の石油貯蔵施設、有機溶剤を使用する工場および塗装施設、印刷施設等がある。

・微小粒子状物質（PM2.5）
大気中の粒径2.5μｍ（１mmの1,000分の2.5）以下の微粒子で、主に、ボイラー、焼却炉等のばい煙を発生する施設を有する工場・事業場や、自動車排出ガスにより発生する。粒径が小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。

・風向風速（WDWS）
風の向きおよび速さ。大気汚染物質の発生源特定や拡散状況の把握のために重要な情報となる。

別紙３

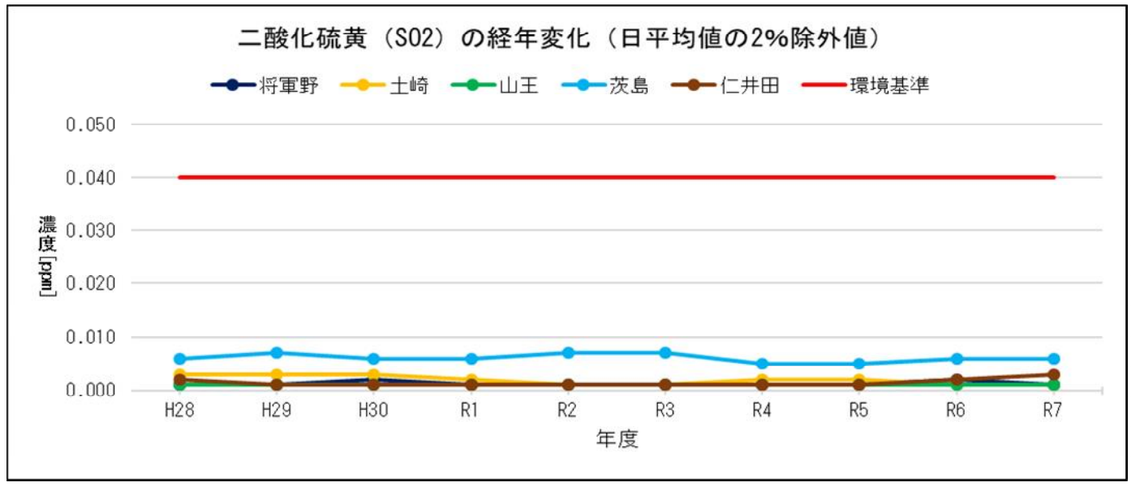
二酸化硫黄（SO2）の経年変化（日平均値の2%除外値）
将軍野
土崎
山王
茨島
仁井田
環境基準
0.050
0.040
0.030
0.020
0.010
0.000
濃度[ppm]
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7
年度

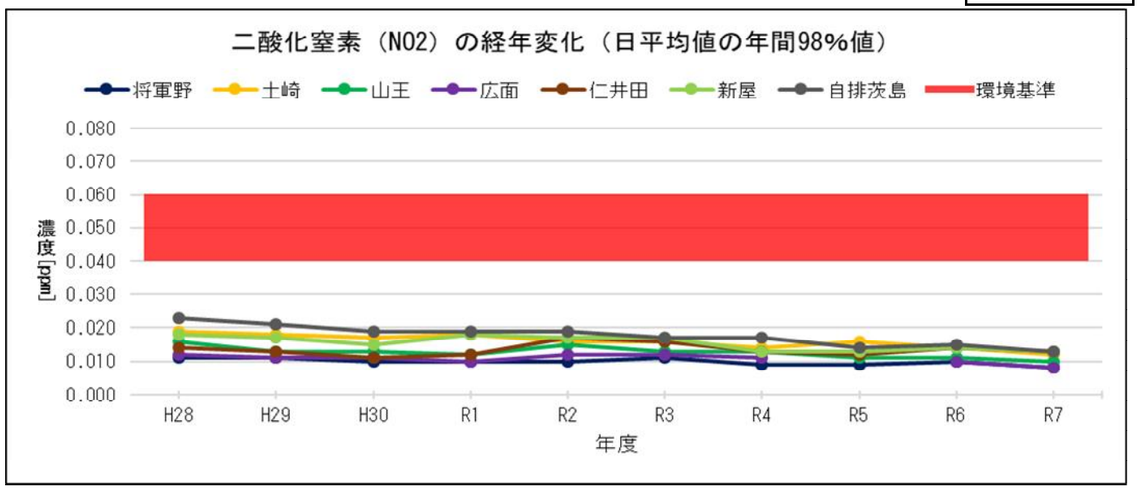
二酸化窒素（NO2）の経年変化（日平均値の年間98%値）
将軍野
土崎
山王
広面
仁井田
新屋
自排茨島
環境基準
0.080
0.070
0.060
0.050
0.040
0.030
0.020
0.010
0.000
濃度[ppm]
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7
年度

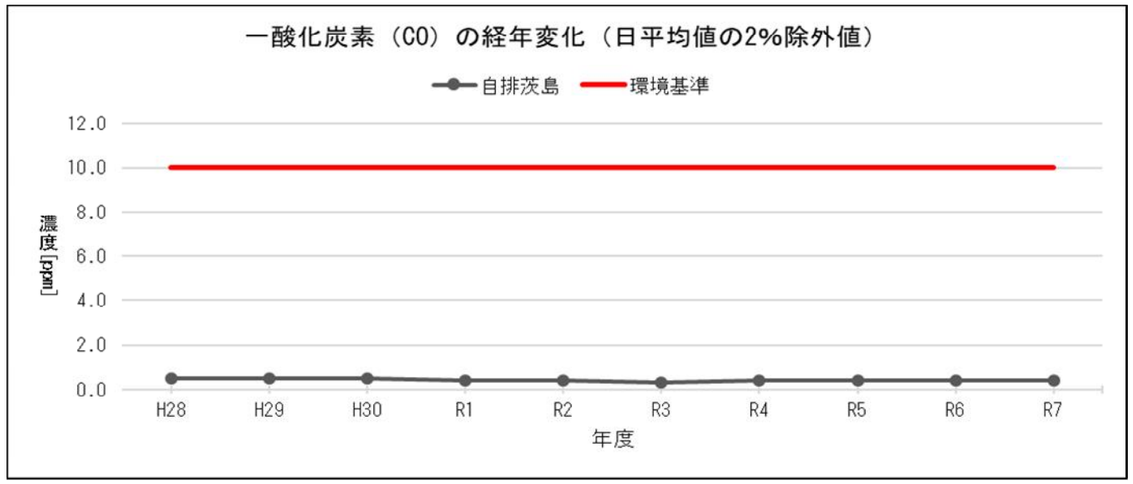
一酸化炭素（CO）の経年変化（日平均値の2%除外値）
自排茨島
環境基準
12.0
10.0
8.0
6.0
4.0
2.0
0.0
濃度[ppm]
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7
年度

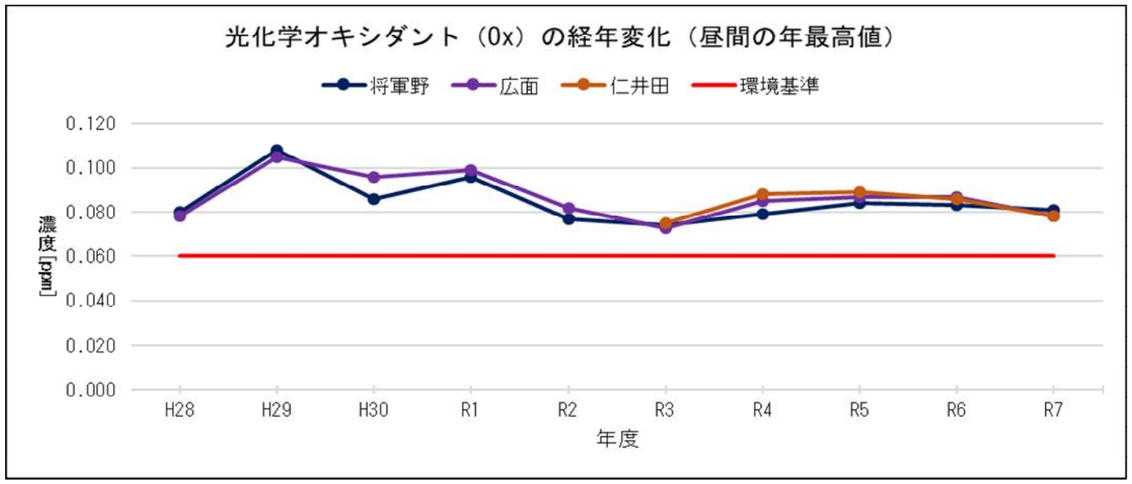
光化学オキシダント（Ox）の経年変化（昼間の年最高値）
将軍野
広面
仁井田
環境基準
0.120
0.100
0.080
0.060
0.040
0.020
0.000
濃度[ppm]
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7
年度

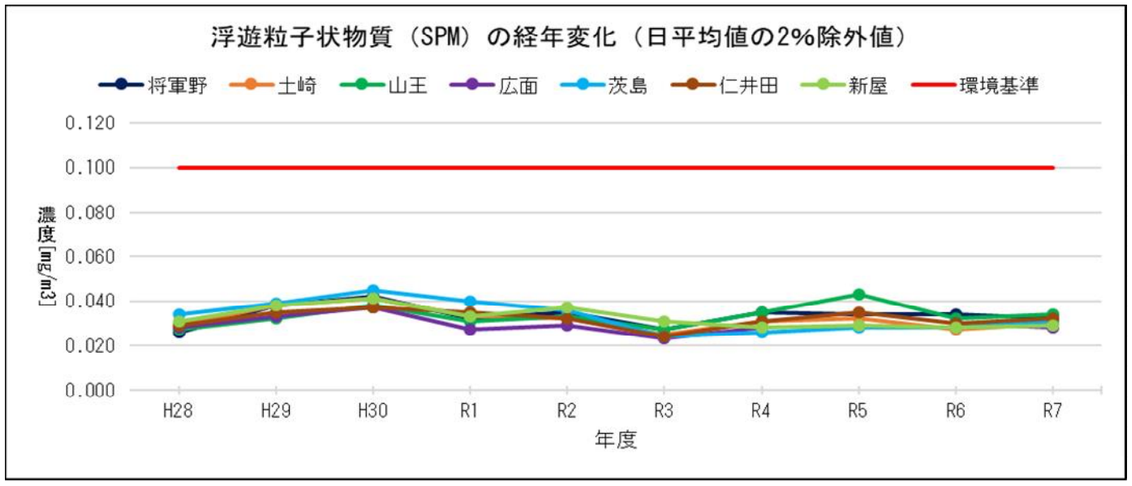
浮遊粒子状物質（SPM）の経年変化（日平均値の2%除外値）
将軍野
土崎
山王
広面
茨島
仁井田
新屋
環境基準
0.120
0.100
0.080
0.060
0.040
0.020
0.000
濃度[mg/m3]
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7
年度

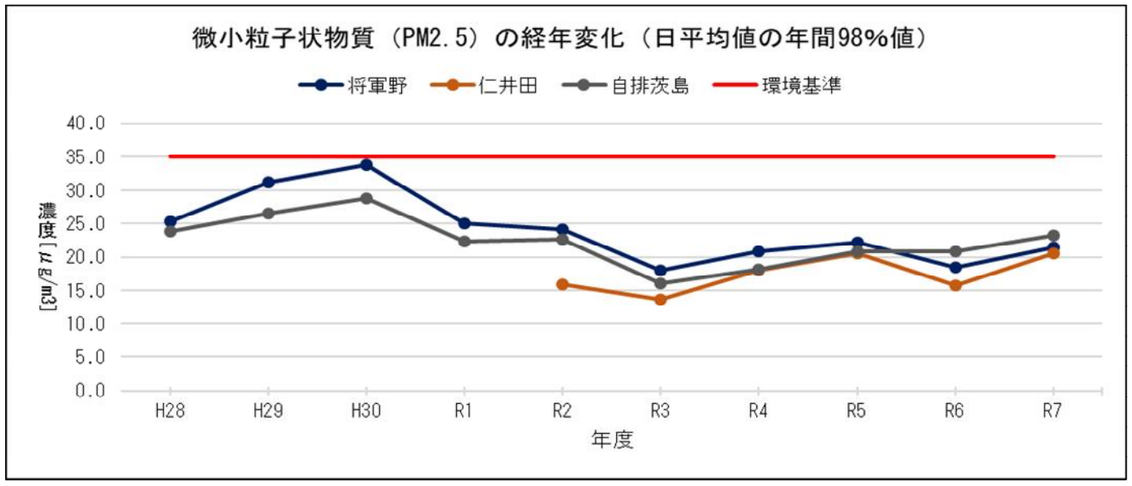
微小粒子状物質（PM2.5）の経年変化（日平均値の年間98%値）
将軍野
仁井田
自排茨島
環境基準
40.0
35.0
30.0
25.0
20.0
15.0
10.0
5.0
0.0
濃度[μg/m3]
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7
年度

事務処理基準（抜粋）

別紙４

大気汚染防止法第２２条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準

目　次

Ⅰ　大気汚染状況の常時監視の目的
Ⅱ　窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視
１．測定対象
２．測定局の数及び配置
（１）測定局数
（２）測定局の配置
（３）測定局の見直し
３．測定頻度
４．試料採取口の高さ
５．測定方法
６．測定値の取扱い及び評価
（１）評価の対象としない測定値等
（２）常時監視結果の評価
７．精度管理及び保守管理
８．結果の報告
Ⅲ　微小粒子状物質に係る常時監視
１．測定対象
２．測定局の数及び配置
（１）測定局数
（２）測定局の配置
（３）段階的整備
３．測定頻度
４．試料採取口の高さ
５．試料採取口の設置条件
６．測定方法
７．測定値の取扱い及び評価
（１）評価の対象としない測定値等
（２）常時監視結果の評価
８．成分分析
（１）目的
（２）実施体制

９．精度管理及び保守管理
10．結果の報告
Ⅳ　有害大気汚染物質等に係る常時監視
１．測定対象
２．測定地点の数及び選定
（１）測定地点数
（２）測定地点の選定
（３）測定地点の見直し
（４）既存の測定局の活用
３．測定頻度等
４．試料採取口の高さ
５．測定方法
６．測定値の取扱い及び評価
（１）評価の対象としない測定値
（２）年平均値の算出
（３）異常値の取扱い
７．精度管理及び保守管理
８．結果の報告
附則

Ⅰ　大気汚染状況の常時監視の目的

都道府県及び政令市（以下「都道府県等」という。）において継続的に大気汚染に係る測定を実施することにより、地域における大気汚染状況、発生源の状況及び高濃度地域の把握、汚染防止対策の効果の把握等を行うとともに、全国的な汚染動向、汚染に係る経年変化等を把握し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全のための大気汚染防止対策の基礎資料とすることを目的とする。

Ⅱ　窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視

１．測定対象

主として、窒素酸化物、粒子状物質その他の大気汚染防止法に基づく規制がなされている物質に関して大気汚染状況を把握するため、環境基準が設定されている以下に掲げる物質について測定を実施する。

二酸化硫黄
一酸化炭素
浮遊粒子状物質
光化学オキシダント
二酸化窒素

また、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントについての大気汚染状況を適切に評価するため、その生成の原因となる非メタン炭化水素についても測定を実施する。

ただし、これらの物質の一部のみを測定項目として選定する測定局にあっては、当該測定局周辺における発生源からの排出の状況、各物質の環境濃度の状況その他の当該測定局及び当該地域に係る実状を踏まえ、各物質の測定の必要性及び優先度合いを十分考慮し、測定項目を選定するものとする。

さらに、上記に掲げる物質についての大気汚染状況を適切に評価するため、一酸化窒素並びに風向及び風速等の気象要素についても測定を実施するよう努めるものとする。

２．測定局の数及び配置

（１）測定局数

上記１．の測定対象に係る大気汚染状況を常時監視するための測定設備が設置されている施設を測定局という。都道府県と政令市は、協議の上、それぞれ当該都道府県（政令市の区域を除く。）又は当該政令市における測定項目ごとの望ましい測定局数の水準を決定するものとする。望ましい測定局数の水準は、以下のアに規定する全国的視点から必要な測定局数に、以下のイに規定する地域的視点から必要な測定局数を加えて算定する。

注）望ましい測定局数の水準は、大気汚染による人の健康の保護及び生活環境の保全の見地から定めるものであることから、車道局など、人が通常生活していない地域又は場所に配置され、環境基準の達成状況の判断に使用されない測定局の数は含まないものとする。また、地域全体の大気汚染状況を把握するための数を示すものであることから、以下のような特殊な目的を有する測定局の数も含まないものとする。

・特定発生源による突発的かつ高濃度の汚染の把握

ア　全国的視点から必要な測定局数の算定

①　人口及び可住地面積による算定

大気汚染物質に係る環境基準又は指針値等（以下「環境基準等」という。）は、人の健康の保護の見地から設定されたものである。したがって、大気汚染物質の人への曝露の指標となる以下の人口基準及び可住地面積（総面積から林野面積及び湖沼面積を差し引いたもの。）基準で算定された都道府県等ごとの測定局数のうち、数の少ない方を都道府県等ごとの基本的な測定局数とする。

(a) 人口 10 万人当たり１つの測定局を設置する。

(b) 可住地面積 33 km^2 当たり１つの測定局を設置する。

なお、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできることとする。

②　環境濃度レベルに対応した測定局数の調整

都道府県等の測定局のうち、過去３年程度の間において、測定項目ごとに環境基準等の評価指標で最高値を示した測定局の当該最高値を以下のように区分し、「高」に該当する測定局を有する都道府県等にあっては①で算定された数を、「中」に該当する測定局を有する都道府県等にあっては①で算定された数の概ね 1/2 の数を、「低」に該当する測定局を有する都道府県等にあっては①で算定された数の概ね 1/3 の数を測定項目ごとの測定局数とする。

「高」: 環境基準等を未達成又は達成しているが、基準値の７割を超える。

「中」: 環境基準等を達成しているが、基準値の３割を超え、かつ、７割以下。

「低」: 環境基準等を達成し、かつ、基準値の３割以下。

なお、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに上記の環境濃度レベルに対応した測定局数の調整を行うこともできることとする。

注）調整の結果により、測定局の移設、統廃合又は廃止を行う場合は、測定データの継続性の確保、地域の代表性を考慮した効率的な測定等に留意することとする。

③　測定項目の特性に対応した測定局数の調整

(a) 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び二酸化窒素

①及び②で算定された数を測定局数とする。

ただし、自動車NOx･PM法により定めた対策地域を含む都道府県等にあっては、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素は、①及び②で算定された数の概ね 4/3 の数を測定局数とする。

また、光化学オキシダントの注意報が発令されていない都道府県等にあっては、光化学オキシダントは、①及び②で算定された数の概ね 2/3 の数を測定局数とする。

(b) 一酸化炭素

移動発生源による汚染が中心であることに加えて、大気環境中の濃度が環境基準値より大幅に低減している状況から、①及び②で算定された数の概ね 1/4 の数を測定局数とする。

(c) 非メタン炭化水素

間接的な汚染物質であることから、①及び②で算定された数の概ね 1/2 の数を測定局数とする。

(a)、(b)、(c)で調整を行った結果、測定局数が「１」を下回る数値となった場合は「１」とする。

イ　地域的視点から必要な測定局数の算定

①　自然的状況の勘案

以下のような地形的な状況や気象的な状況等の地域固有の自然的状況を勘案し、これに対応するために必要となる測定局数を定める。

(a) 地形的な状況

山地等により他の地域と分断されている地域、谷筋又は河川・湖沼等の近傍で気流が複雑な地域、海岸部で風速が大きい地域等にあっては、他の地域の大気環境と一体性がなく、一方の都市での測定結果で他方の都市の大気の状況を代表させるのは適当ではない。

(b) 気象的な状況

気温、風向、風速、日射量、季節変化等により大気環境に影響を与える。

②　社会的状況の勘案

以下のような大気汚染発生源への対応、住民のニーズへの対応、規制や計画の履行状況の確認、今後の開発の予定、各種調査研究への活用等の常時監視の社会的有用性を勘案し、これに対応するために必要となる測定局数を定める。

(a) 大気汚染発生源への対応

固定発生源に関しては、工場等の分布、規模及び排出口の高さ等の状況並びに近傍の風向が大気環境に影響を与える。特に、工場が密集している地域等におい

ては、事故等の異常発生時に迅速に対処する必要があることに留意する。また、常時監視の対象物質の測定値から、当該対象物質以外の大気汚染物質の排出動向についても推測ができ、大気汚染物質全般の監視の役割をも果たしている場合がある。

移動発生源に関しては、道路の配置又は変更予定とともに、道路の構造、車種別交通量、走向速度、沿道状況等が大気環境に影響を与える。

また、中・高層ビルの密集している都市部においては、気流やビルの排熱等が大気環境に影響を与える。

(b) 当該都道府県等以外からの越境汚染による影響への対応

当該都道府県等以外からの越境汚染等が季節や気象条件により当該都道府県等又は地域に与える影響を考慮して、測定局を配置する。

(c) 住民のニーズへの対応

測定局の配置について、地域住民との約束や要望等の社会的要請が存在する場合は、十分な合意を得る必要がある。

(d) 規制や計画の履行状況の確認

常時監視は、工場等が自ら行う環境監視体制を補完し、行政が規制の遵守状況を最終的に確認する手段としての役割をも担っている。また、公害防止計画、港湾計画等各種計画において、当該計画の進捗状況を確認する手段として常時監視が積極的に位置づけられている場合がある。

(e) 今後の開発の予定

大規模な開発が予定される場合、事前に大気環境の測定を行う必要がある。

(f) 各種調査研究への活用

これまで蓄積してきた測定局のデータは、測定局周辺の健康影響調査における平均曝露量等、研究や科学的データの基礎資料としても活用され、重要な役割を担っている。特に、環境影響評価調査において、測定局のデータが活用できる場合、過去からの傾向が明らかなことから、予測評価の精度向上が図られる等、調査の効率化や質的向上に貢献している。

③ これまでの経緯の勘案

設置されてから相当の期間を経過し、継続して測定をしてきた測定局については、大気環境の経年変化を知る上で重要な意義を有している。また、測定局の有用性について地域住民から高い評価を得ており、測定局が地域では所与のものとして受け止められている場合も多い。このように、既存の測定局については、これまでの経緯を十分に勘案し、必要に応じて、望ましい測定局数の水準に加算することにより、存続を図ることとする。

（２）測定局の配置

（１）の規定により算定された測定局数は、都道府県等ごとの望ましい測定局の総数を示したものであり、具体的に測定局をどの地点に配置するかについては、測定局数を算定した際の全国的及び地域的視点を踏まえ、各都道府県等において適切に決定する。測定局は以下の２つの種類に区分されるが、それぞれの配置についても、以下に記載する点を考慮しつつ、地域の実情に応じて決定することとする。

①　一般環境大気測定局

大気汚染状況を常時監視するための測定局であって、以下②による自動車排出ガス測定局以外のものを一般環境大気測定局という。一般大気環境測定局は、一定地域における大気汚染状況の継続的把握、発生源からの排出による汚染への寄与及び高濃度地域の特定、汚染防止対策の効果の把握といった、常時監視の目的が効率的に達せられるよう配置する。

②　自動車排出ガス測定局

自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近において大気汚染状況を常時監視するための測定局を自動車排出ガス測定局という。自動車排出ガス測定局は、自動車排出ガスによる大気汚染状況が効率的に監視できるよう、道路、交通量等の状況を勘案して配置する。

配置が決定された測定局については、経年変化が把握できるよう、原則として同一地点で継続して監視を実施するものとする。

（３）測定局の見直し

人口、環境濃度レベルの変化等により（１）アに規定する全国的視点から必要な測定局数の算定基礎データが変化した場合又は発生源、道路、交通量の状況等の社会的状況の変化により（１）イに規定する地域的視点から必要な測定局数の算定基礎データが変化した場合には、適宜、測定局の数及び配置について再検討を行い、必要に応じて見直しを行うこととする。

３．測定頻度

原則として、年間を通じて連続的に測定を行うものとする。

４．試料採取口の高さ

（１）基本的考え方

試料空気の採取は、人が通常生活し、呼吸する面の高さで行うこととする。

（２）基本的考え方を踏まえ、その具体的な高さは、二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント及び一酸化炭素については、地上１．５ｍ以上１０ｍ以下、浮遊粒子状物質については地上からの土砂の巻き上げ等による影響を排除するため、地上３ｍ以上

１０m以下とする。

（３）高層集合住宅等地上１０m以上の高さにおいて人が多数生活している実態がある場合であって、基本的考え方を踏まえて当該実態について十分検討した結果、（２）によることが適当ではないと考えられるときは、適宜その実態に応じ適切な高さを設定する。

（４）用地の確保が困難な場合等やむを得ない事由により（２）及び（３）のいずれにもよることができない場合又はそれによることが適当ではないと考えられる場合は、次の要件を満たす採取口を設定するよう努めるものとする。

ア　採取口の高さが３０mを超えていないこと。かつ、

イ　近隣の地点において（２）における採取口高さにより、連続して１月間以上並行して測定を行った場合の測定結果と比較して、１時間値の日平均値の平均の差が大気環境基準の下限値の 1/10 を超えていないこと。なお、四季の変化による影響を把握するため、この並行して行う測定は四季に併せて１年に４回以上行うこと。

５．測定方法

測定方法、測定機器の仕様及び構成については、「環境大気常時監視マニュアル」（平成２２年３月３１日環水大大発第 100331002 号、環水大自発第 100331003 号）によることとする。

６．測定値の取扱い及び評価

（１）評価の対象としない測定値等

ア　測定局が、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）の規定による工業専用地域（旧都市計画法（大正８年法律第３６号）による工業専用地域を含む。）、港湾法（昭和２５年法律第２１８号）の規定による臨港地区、道路の車道部分その他埋立地、原野、火山地帯等通常住民が生活しているとは考えられない地域、場所に設置されている場合の当該測定局における測定値

イ　測定値が、測定器に起因する等の理由により当該地域の大気汚染状況を正しく反映していないと認められる場合における当該測定値

ウ　１日平均値に係る１時間値の欠測が１日（２４時間）のうち４時間を超える場合における当該１日平均値

（２）常時監視結果の評価

常時監視の結果は、環境基準により測定局ごとに短期的評価・長期的評価を行うこととし、以下による。

ア　短期的評価

大気汚染の状態を環境基準に照らして短期的に評価する場合は、環境基準が１時間値又は１時間値の１日平均値についての条件として定められているので、定められた方法により連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間についてその評価を行う。

イ　長期的評価

大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するなど、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行う場合は、測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から、次の方法により長期的評価を行う。

①　二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

年間にわたる１時間値の１日平均値のうち、高い方から２％の範囲にあるもの（３６５日分の測定値がある場合は７日分の測定値）を除外して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、１日平均値につき環境基準を超える日が２日以上連続した場合は、このような取扱いは行わない。

②　二酸化窒素

年間にわたる１時間値の１日平均値のうち、低い方から９８％に相当するもの（１日平均値の年間９８％値）で評価を行う。

７．精度管理及び保守管理

精度の高い測定を行うため、「環境大気常時監視マニュアル」（平成２２年３月３１日環水大大発第 100331002 号、環水大自発第 100331003 号）に基づき、維持管理体制を整備し、測定機器に応じた日常点検、定期点検等の保守点検を適切に行い、その内容を記録するものとする。

８．結果の報告

法第２２条第２項の規定に基づく常時監視の結果の報告については、別途環境省が指定する方法により指定する期日までに行うものとする。

Ⅲ　微小粒子状物質に係る常時監視

１．測定対象

平成２１年９月に環境基準が設定された微小粒子状物質、いわゆる $PM_{2.5}$ について測定を実施する。

２．測定局の数及び配置

（１）測定局数

Ⅱの２．（１）の例による。

（２）測定局の配置

Ⅱの２．（２）の例による。また、測定機の設置場所については、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の他の項目との比較が必要になることから、原則として、既存の測定局に設置することとするが、５．の試料採取口の設置条件を勘案し、設置場所を検討するものとする。

（３）段階的整備

（１）の規定により算定された測定局については、平成 22 年度から３年を目途に整備を図るものとする。

３．測定頻度

原則として、年間を通じて連続的に測定を行うものとする。

４．試料採取口の高さ

（１）基本的考え方

試料空気の採取は、人が通常生活し、呼吸する面の高さで行うこととする。

（２）基本的考え方を踏まえ、微小粒子状物質におけるその具体的な高さは、Ⅱの４．（２）～（４）の浮遊粒子状物質の例による。

５．試料採取口の設置条件

吸着等による微小粒子状物質の損失を防ぐため、試料大気導入口と粒子捕集部は鉛直管で連結させ、試料大気導入口から粒子捕集部までの長さは５ｍ以下、分粒装置出口から粒子捕集部までの長さは１．５ｍ以下とする。測定局舎屋内にサンプラを設置する場合には、試料導入管は局舎の天井を貫通させて取り付けることとする。

また、試料採取口の周囲は十分に開けている必要があり、周辺に他の試料採取口や採

取装置その他設置物等がある場合は、それらの影響を避けるために、それら設置物等より１m以上離すことが望ましい。

６．測定方法

標準測定法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機を用いることとする。その他、測定方法、測定機器の仕様及び構成については、「環境大気常時監視マニュアル」（平成２２年３月３１日環水大大発第100331002号、環水大自発第100331003号）によることとする。

７．測定値の取扱い及び評価

（１）評価の対象としない測定値等

ア　測定局が、都市計画法の規定による工業専用地域（旧都市計画法による工業専用地域を含む。）、港湾法の規定による臨港地区、道路の車道部分その他埋立地、原野、火山地帯等通常住民が生活しているとは考えられない地域、場所に設置されている場合の当該測定局における測定値

イ　測定値が、測定器に起因する等の理由により当該地域の大気汚染状況を正しく反映していないと認められる場合における当該測定値

ウ　１日平均値に係る欠測が１日（２４時間）のうち４時間を超える場合における当該１日平均値。また、１年平均値の計算においては、有効測定日が 250 日に満たないもの

（２）常時監視結果の評価

微小粒子状物質の曝露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と、曝露濃度分布のうち高濃度の出現を減少させる意味での短期基準の両者について、長期的評価を行うものとする。

長期基準に関する評価は、測定結果の１年平均値を長期基準（１年平均値）と比較する。

短期基準に関する評価は、測定結果の１日平均値のうち年間98パーセンタイル値を代表値として選択して、これを短期基準（１日平均値）と比較する。

なお、評価は測定局ごとに行うこととし、環境基準達成・非達成の評価については、長期基準に関する評価と短期基準に関する評価を各々行った上で、両方を満足した局について、環境基準が達成されたと判断する。

８．成分分析

（１）目的

微小粒子状物質の健康影響調査に資する知見の充実を図るとともに、その原因物質の

排出状況の把握及び排出インベントリの作成、大気中の挙動や二次生成機構の解明等、科学的知見の集積を踏まえたより効果的な対策の検討を行うため、質量濃度の測定に加え、成分分析を行う。

（２）実施体制

成分分析については、全国で体系的に進める必要があることから、別途定める国と都道府県等との役割分担、分析地点（数）の選定方法、調査時期及び調査方法等を明確化するためのガイドラインに基づき、順次、実施していくものとする。

９．精度管理及び保守管理

精度の高い測定を行うため、「環境大気常時監視マニュアル」（平成２２年３月３１日環水大大発第 100331002 号、環水大自発第 100331003 号）に基づき、維持管理体制を整備し、測定機器に応じた日常点検、定期点検等の保守点検を適切に行い、その内容を記録するものとする。

10．結果の報告

法第２２条第２項の規定に基づく常時監視の結果の報告については、別途環境省が指定する方法により指定する期日までに行うものとする。

別紙５

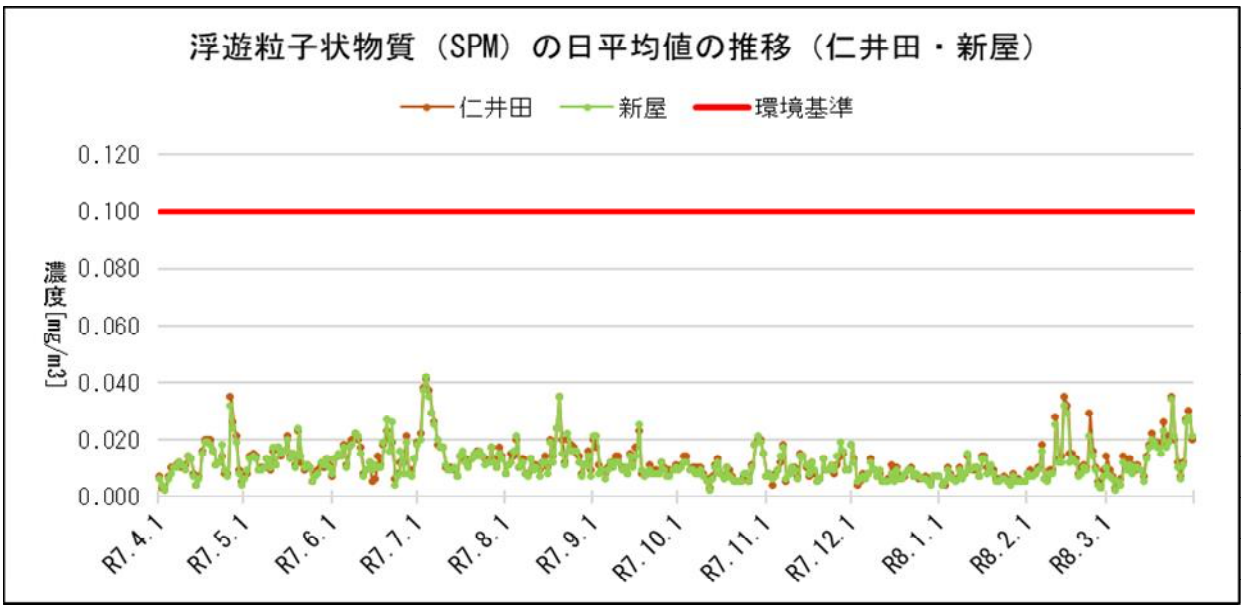
浮遊粒子状物質（SPM）の日平均値の推移（仁井田・新屋）
仁井田
新屋
環境基準
濃度[mg/m3]
0.120
0.100
0.080
0.060
0.040
0.020
0.000
R7.4.1
R7.5.1
R7.6.1
R7.7.1
R7.8.1
R7.9.1
R7.10.1
R7.11.1
R7.12.1
R8.1.1
R8.2.1
R8.3.1

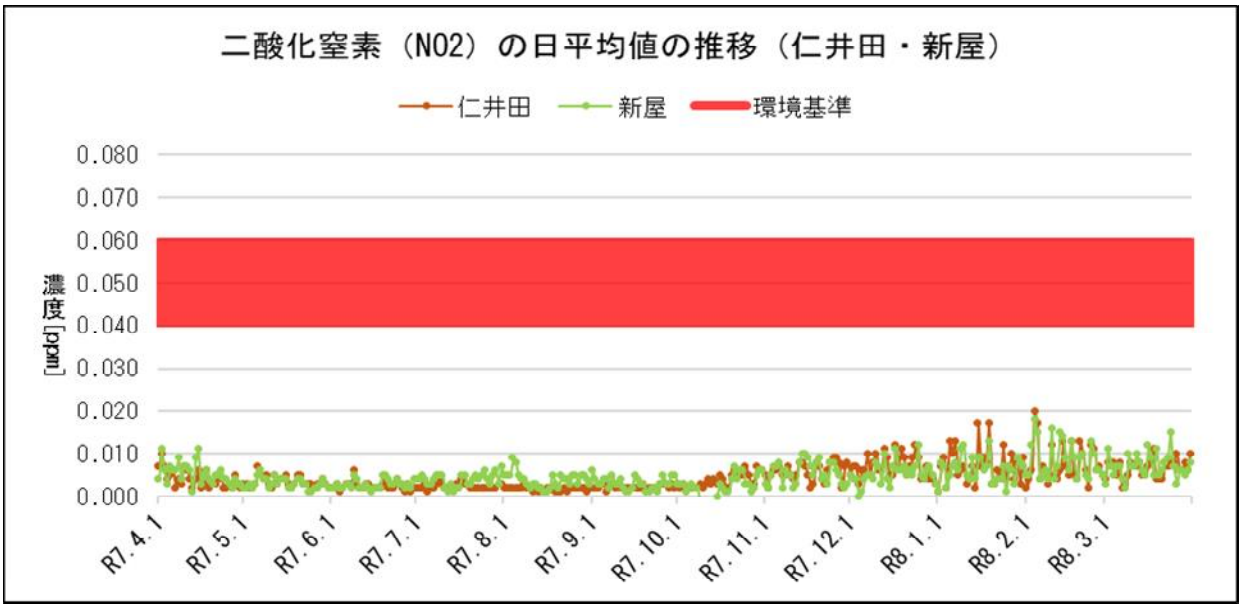
二酸化窒素（NO2）の日平均値の推移（仁井田・新屋）
仁井田
新屋
環境基準
濃度[ppm]
0.080
0.070
0.060
0.050
0.040
0.030
0.020
0.010
0.000
R7.4.1
R7.5.1
R7.6.1
R7.7.1
R7.8.1
R7.9.1
R7.10.1
R7.11.1
R7.12.1
R8.1.1
R8.2.1
R8.3.1

別紙６

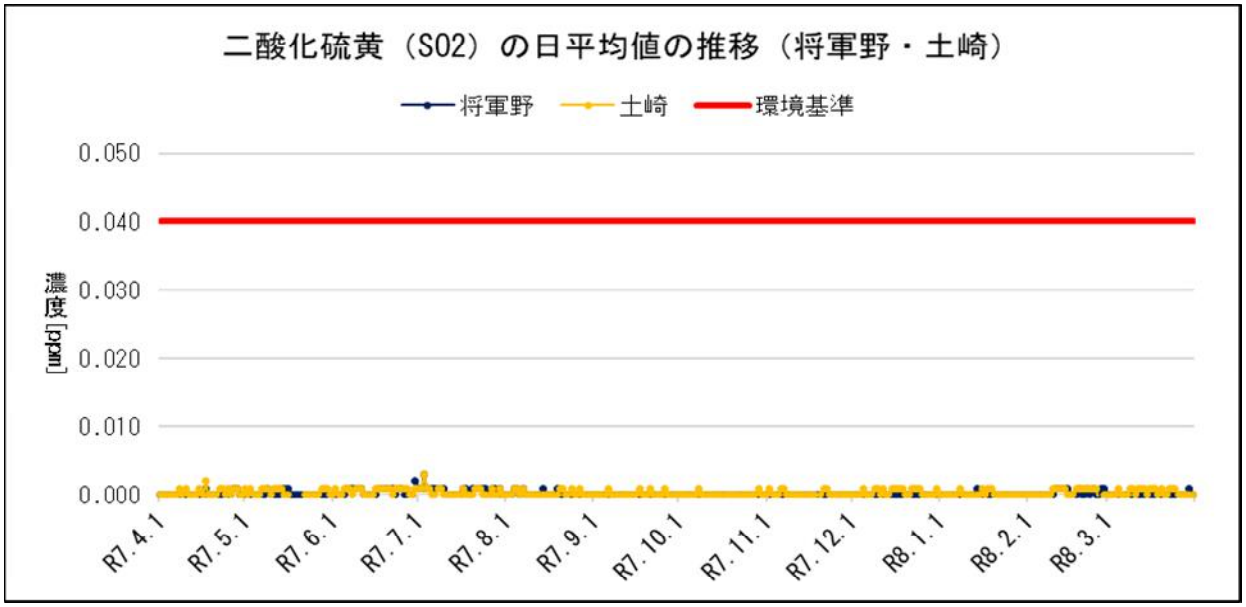
二酸化硫黄（SO2）の日平均値の推移（将軍野・土崎）
将軍野
土崎
環境基準
濃度[ppm]
0.050
0.040
0.030
0.020
0.010
0.000
R7.4.1
R7.5.1
R7.6.1
R7.7.1
R7.8.1
R7.9.1
R7.10.1
R7.11.1
R7.12.1
R8.1.1
R8.2.1
R8.3.1

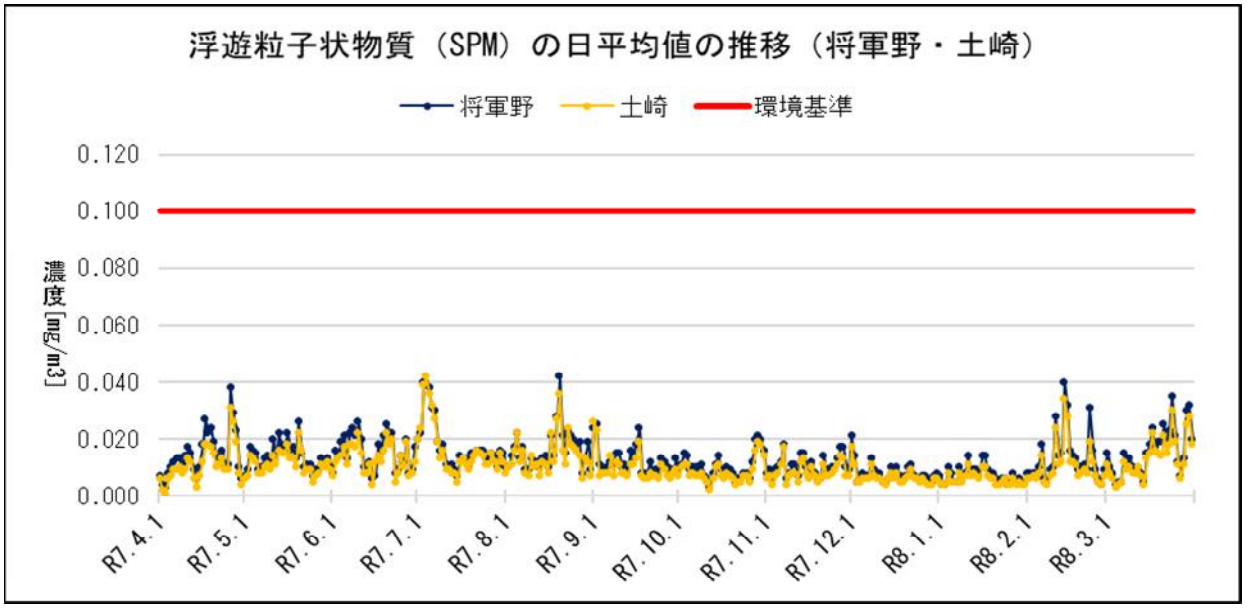
浮遊粒子状物質（SPM）の日平均値の推移（将軍野・土崎）
将軍野
土崎
環境基準
濃度[mg/m3]
0.120
0.100
0.080
0.060
0.040
0.020
0.000
R7.4.1
R7.5.1
R7.6.1
R7.7.1
R7.8.1
R7.9.1
R7.10.1
R7.11.1
R7.12.1
R8.1.1
R8.2.1
R8.3.1

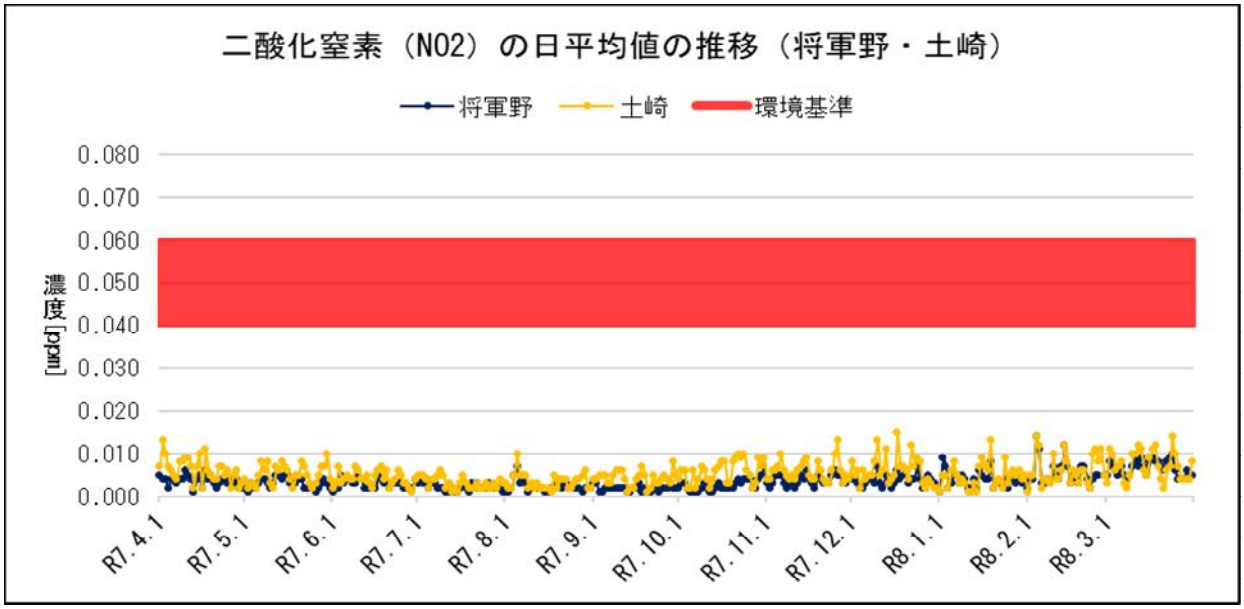
二酸化窒素（NO2）の日平均値の推移（将軍野・土崎）
将軍野
土崎
環境基準
濃度[ppm]
0.080
0.070
0.060
0.050
0.040
0.030
0.020
0.010
0.000
R7.4.1
R7.5.1
R7.6.1
R7.7.1
R7.8.1
R7.9.1
R7.10.1
R7.11.1
R7.12.1
R8.1.1
R8.2.1
R8.3.1

別紙7

測定局配置図（見直し後）

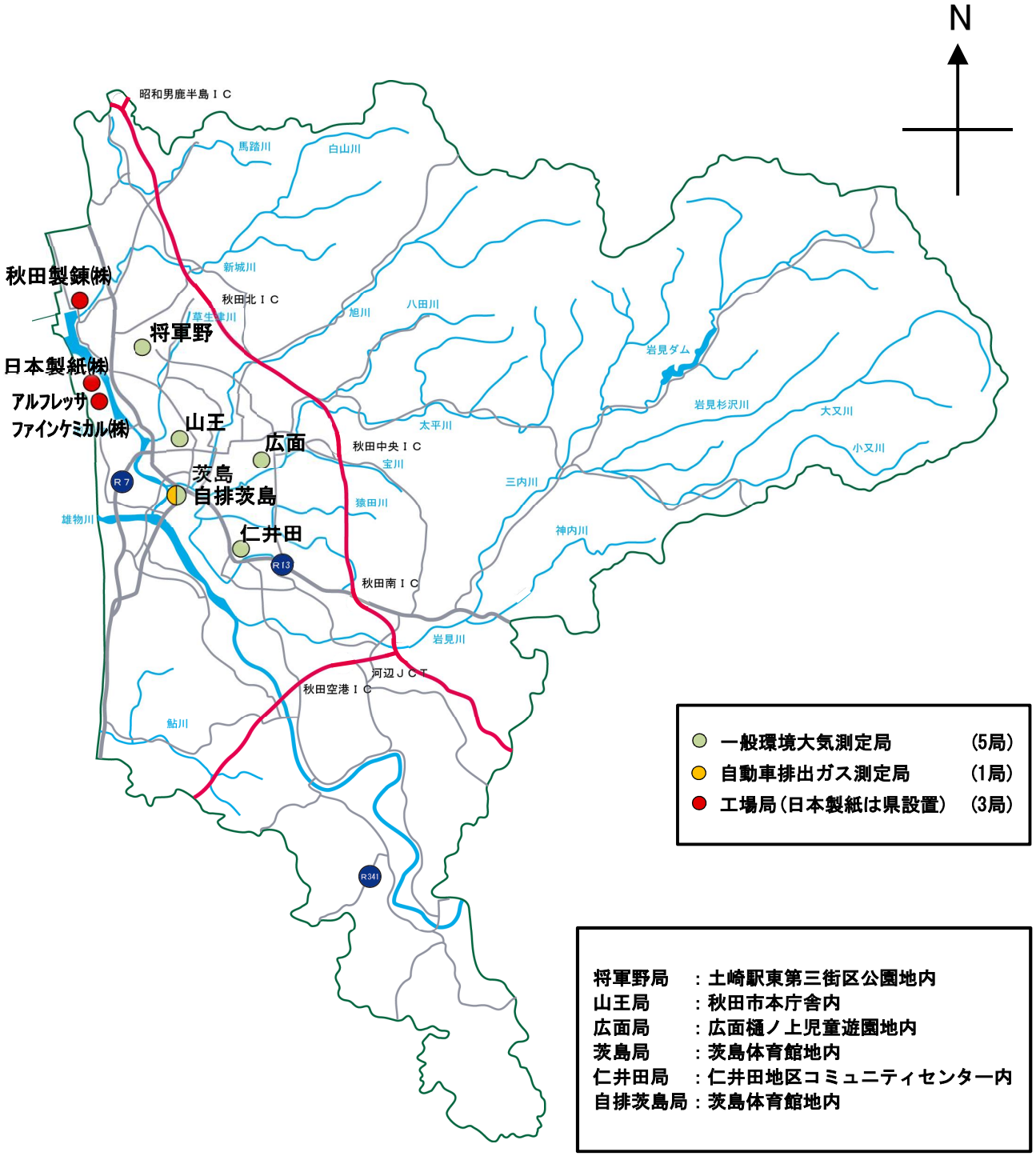

将軍野局　：土崎駅東第三街区公園地内
山王局　：秋田市本庁舎内
広面局　：広面樋ノ上児童遊園地内
茨島局　：茨島体育館地内
仁井田局　：仁井田地区コミュニティセンター内
自排茨島局：茨島体育館地内